

持続可能な 成長に向けて

- 21 環境への取り組み
- 23 ダイバーシティ&インクルージョンの推進
- 25 支援者との連携の強化に向けた取り組み
- 27 京都大学の資金運用と京都大学基金
- 29 研究費等の適正使用について
- 30 公正な研究活動の推進に関する取り組みについて
- 31 利益相反について
- 32 ICTと情報セキュリティについて
- 33 京都大学のガバナンス体制について
- 34 ガバナンス体制の充実を担うプロボスト
- 35 監査機能について、外部監査・検査について
- 36 役員の状況

2





環境への取り組み

Environment

京都大学環境憲章

本学は、基本理念において「8. 京都大学は、環境に配慮し、人権を尊重した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。」と

定め、これに基づき「京都大学環境憲章」を制定し、環境配慮に関する基本理念と基本方針を示しています。この方針のもと、環境

配慮活動における優先的な課題を五つの柱として掲げた「京都大学環境計画」により、具体的な活動を進めています。

基本理念

京都大学は、その伝統によって培われた自然への倫理観と高度な学術性や国際的視野を活かし、環境保全のための教育と研究を積極的に推進し、社会の調和ある共存に貢献する。

また、本学は、人類にとって地球環境保全が最重要課題の一つであると認識し、大学活動のすべてにおいて環境に配慮し、大学の社会的責務として環境負荷の低減と環境汚染の防止に努める。

基本方針

- 環境保全の活動を積極的に進めるため、本学のすべての構成員（教職員、学生、常駐する関連の会社員等）の協力のもと、継続性のある環境マネジメントシステムを確立する。
- 教育・研究活動において、環境に影響を及ぼす要因とその程度を十分に解析し、評価するとともに、環境保全の向上に努める。
- 環境関連の法令や協定を遵守することはもとより、可能な限り環境負荷を低減するため、汚染防止、省資源、省エネルギー、廃棄物削減等に積極的に取り組み、地域社会の模範的役割を果たす。
- 環境マネジメントシステムをより積極的に活用し、地域社会と連携しつつ、本学の構成員が一致して環境保全活動の推進に努める。
- 本学構成員に環境保全活動を促す教育を充実させるとともに、環境保全に関連する研究を推進し、その成果を社会へ還元する。
- 本学が教育と研究における国際的拠点であることから、環境保全面での国際協力に積極的な役割を果たす。
- 環境監査を実施して、環境マネジメントシステムを見直し、環境保全活動の成果を広く公開する。

京都大学環境計画（抜粋）

環境配慮活動における優先的な課題を五つの柱として掲げ、その達成を目指しています。

五つの柱		
1	様々な環境負荷に関する情報を継続的に把握・検証	- データ収集・検証システムの確立 - 収集データの信頼性向上 - 実務レベルでのデータ取り扱い手順書整備・講習実施
2	エネルギー使用量と温室効果ガス排出量の削減	“省エネルギー推進方針”に基づく、エネルギー消費量と、二酸化炭素排出量を削減 “研究室における環境配慮行動”に基づき省エネルギー対策を推進 - 実験室、共通スペース等におけるエネルギー消費の状況把握と省エネルギー対策の検討を推進
3	廃棄物による環境負荷の低減	- 廃棄物削減に関する中期計画の検討を推進 - 再生可能資源由来廃棄物の最終処分の回避・再生を推進 - 一般廃棄物の分別計画の検討を推進 - 枯渇性資源由来廃棄物の発生抑制策を実施
4	化学物質の安全・適正管理の推進	- 化学物質管理システム（KUCRS）の維持向上と100%登録を推進 - 化学物質による環境負荷低減計画の検討を推進
5	全構成員に対する環境安全教育の推進	- 環境安全教育のカリキュラム化を推進 - 教職員向けのコミュニケーション体制を構築

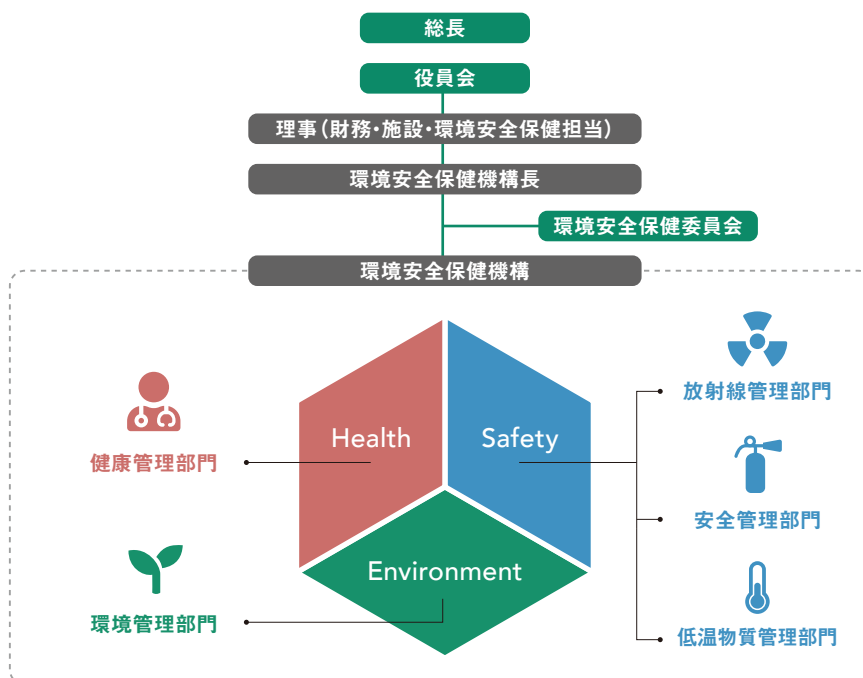
環境マネジメント体制

▶ 環境安全保健機構

本学は、平成16年4月の独立行政法人化にともなって、それまでの人事院規則に代わり、労働安全衛生法の適用を受けることになりました。

環境安全保健機構はそうした外的状況の変化に対応するため、学生並びに教職員の安全の確保、また学内のみならずそれを取り巻く地域社会の環境の保全を担う全学組織として平成17年4月に設置されました。設置から15年が経過した現在、機構には環境管理部門、安全管理部門、放射線管理部門、健康管理部門、低温物質管理部門の五つの部門が配置され、環境と健康に配慮した、安全で安心な教育、研究、医療の場を維持するため、多岐にわたる日常業務にあっています。

環境安全保健機構関連体制図



▶ エコキャラバンの実施

京都大学環境計画の五つの柱のうち「1 様々な環境負荷に関する情報を継続的に把握・検証」に関連する取り組みとして、環境安全保健機構長が各部署を訪問し、環境対策の啓発を行う「エコキャラバン」を実施しています。

各部署の過去5年間の環境負荷データ

の推移や、環境配慮行動に関するアンケート結果、環境賦課金制度の中間報告を行うとともに、現状を共有・理解し、環境対策の推進事例や各部署のグッドプラクティスを紹介するなど、有効な試みについて議論を行い、今後の自己啓発促進につなげることを目的としています。



エコキャラバンの様子

環境報告書

平成17年4月1日に施行された「環境配慮促進法」に基づき、特定事業者として環境報告書を発行しています。環境報告ガイドライン(平成24年版)に則ることを基本にしながら、単に前年度結果を示すだけでなく、学内で行われているさまざまな取り組みの紹

介や、現状の課題に今後どのように向き合うのかといった視点も取り入れています。

本学のホームページには、これまでに発行した環境報告書を掲載していますので、是非ご覧ください。



京都大学環境報告書 2020



環境報告書については、ホームページでも紹介しています。

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/environment/report>

ダイバーシティ&インクルージョンの推進

Diversity & Inclusion

男女共同参画の推進に向けた取り組み

男女共同参画の推進は、「京都大学重点戦略アクションプラン(2016-2021)」の「男女共同参画推進事業」として定められており、本学が戦略的・重点的に取り組むべき事業の一つとして位置づけられています。

大学全体として男女共同参画を推進していくため、「男女共同参画推進アクション・プラン」を作成し、特に本学が推進すべき三つの重点目標として「女性リーダーの育成」、「家庭生活との両立支援」、「次世代育成支援」を設定し、その事業推進に努めています。

「男女共同参画推進アクション・プラン」に基づく具体的な取り組みとして、出産・育児が仕事や研究を継続する妨げにならないよう、男女共同参画推進センターに保育園入園待機乳児のための保育施設を設置し、おもいかえ保育やベビーシッター利用育児を

支援しているほか、医学部附属病院に病児保育室「こもも」を設けています。さらに育児・介護中の研究者を対象とする研究・実験補助者雇用制度や、女性研究者の出産に伴う雇用経費支援制度を設けるなど、男女共同参画を支える環境・支援体制整備に取り組んでいます。

また、本学へ進学を希望する女子高生が本学各学部の研究者や学生と語り合うことのできる「車座フォーラム」を開催し、女子学生の増加に努めています。

女性教員の比率向上のための支援策として、女性教員の採用や昇任時に、条件に応じて採用部局および女性教員本人にインセンティブ経費を支給する女性教員登用等支援事業を平成31年4月より実施するとともに、事務系管理職の女性職員の積極的な登用を進めています。



待機乳児保育室



車座フォーラム

CHECK! WEB 男女共同参画推進センターの活動実績については、ホームページでも紹介しています。
<http://www.cwr.kyoto-u.ac.jp>

▶「京都大学たちばな賞」の実施

女性研究者の研究意欲を高めるため、若手の女性研究者の優れた成果を讃える制度として、平成20年度に「京都大学たちばな賞(優秀女性研究者賞)」を創設し、令和元年度までに12回の表彰を行ってきました。平成30年度の第11回京都大学たちばな賞受賞者が、「2019年度口レアル・ユネスコ女性科学者日本奨励賞」を受賞しました。



第12回京都大学たちばな賞表彰式

▶男女共同参画支援「たちばな基金」の設置

本学の育児・介護中の研究者を対象とする研究・実験補助者雇用制度の拡充や、保育施設の拡充・改善、利用料の負担軽減を目的として、「たちばな基金」を平成31年4月

に、京都大学基金(28ページ参照)の特定基金の一つとして立ち上げました。

本基金を活用して各種支援・啓発事業を充実させることで、「女性も男性も」安心して

学業・研究に取り組める環境づくりを目指していますので、みなさまのご支援をお願いいたします。

CHECK! WEB 男女共同参画支援「たちばな基金」については、ホームページでも紹介しています。
<http://www.kikin.kyoto-u.ac.jp/contribution/tachibana/>

障害学生支援／障害者雇用の促進に向けた取り組み

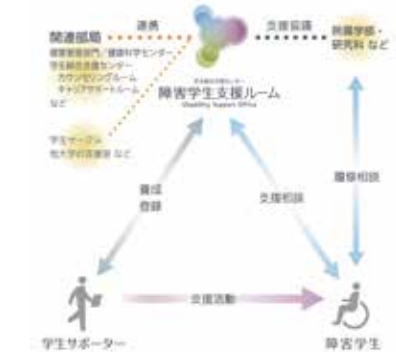
▶ 障害学生支援ルームについて

現在、大学における障害のある学生の在籍者は年々増加しており、増加するニーズに対して、これまで以上に受入れや修学支援の体制整備が必要な状況になっています。

障害学生支援ルームでは、本学における障害学生支援の拠点として、障害があるなどの理由により修学上何らかの支援が必要な学生の相談に応じ、学修・研究上の必要に

応じた修学支援（教育上の合理的配慮）を行っています。専任のコーディネーターを配置し、所属学部・研究科等や学内外の関連機関等と連携しながら支援を実施しています。

支援の内容としては、情報保障、移動介助等や必要となる物品の貸し出し、施設・設備の整備等を行っています。



障害学生支援ルームの支援体制

▶ 障害学生支援の取り組み

障害のある学生も就職活動は多くの学生と同じように行うことになりますが、障害の種類や程度によっては、何らかの支援が必要になる場合があります。一般的な就職活動の情報収集や相談は、キャリアサポートルームで行っていますが、それに加えて障害学生支援ルームでは障害に関連する相談・取り組み等を実施しています。

障害学生支援ルームでは、利用できる社会的な制度のアドバイスや外部の専門機関の紹介、障害のある学生を対象としたインターンシップなどの紹介等も行っています。

障害学生支援ルームでは大学での修学の延長に（または、修学を通じて）「社会への進出（社会移行）」があると位置づけており、就職活動を含めてさまざまな社会移行のためのプログラムを企画・提供しています。

災害時における障害者の避難についても大きな課題であり、平成30年度より障害学生支援ルームが中心となり、障害のある学生（車いす利用の学生、全盲の学生、聴覚障害のある学生など）を対象とした災害時を考えるワークショップとその報告会等を行っています。

また、独自の視点を盛り込んだ新しい形のバリアフリーマップである「フリーアクセスマップ」を作成・配布しています。



フリーアクセスマップ

CHECK! WEB 学生総合支援センター障害学生支援ルームの活動については、ホームページでも紹介しています。
<http://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/support>

▶ 京都大学業務支援室について

本学では、WINDOW構想におけるダイバーシティ推進のもと、障害者雇用促進の一環として平成30年4月に「京都大学業務支援室」を設置し、キャンパス内の事務支援業務や医学部附属病院等の清掃業務に取り組んでいます。

具体的には、附属図書館や障害学生支援ルーム等でのルーチン業務と、発送物の封入封緘や研修・会議資料作成やアン

ケート入力等、短期の業務依頼に対応するスポット業務に取り組んでいます。また、ドキュメント作成業務支援の一つとして、教職員の発注に基づく名刺の作成業務も行っています。

ほかにも、障害者雇用の相談窓口として、各部局で働く障害のある方や採用部局へ必要な情報の提供や助言を行っています。

本学では、今後も業務支援室を中心とし

て、障害者が生き生きと働く場の拡大に努めています。



封入作業の様子

CHECK! WEB 京都大学業務支援室の活動については、ホームページでも紹介しています。
<http://gyoumu-shien.adm.kyoto-u.ac.jp>

支援者との連携の強化に向けた取り組み

Communication

情報発信の推進に関する取り組み

▶ 創立125周年記念事業特設サイトの開設

本学は、令和4年6月18日に創立125周年を迎えます。本学では125周年を新たな飛躍の契機とすべく、さまざまな情報発信を行っています。その一環として、創立125周年を3年後に控えた令和元年6月18日、「ステートメント」、「スローガン」、「シンボルマーク」を決定し、創立125周年記念事業特設サイトを開設しました。

特設サイトでは、本学の歴史を振り返るだけでなく、特徴ある学問・研究や多方面で活躍する同窓生を紹介していきます。令和4年に向けてコンテンツを充実させるとともに、125周年記念事業の詳細や進捗状況など、さまざまな情報を発信していきます。



CHECK! 「創立125周年記念事業特設サイト」はこちらから閲覧いただけます。
WEB <https://125th.kyoto-u.ac.jp/>

▶ 海外へ向けた情報発信体制の充実

本学では、高等教育機関の社会的・国際的意義が高まるなか、本学の卓越した研究の発信、教育活動状況の周知、社会に開かれた国際的高等教育機関としての存在意義の明示、大学の運営活動についての説明責任に基づく公正な情報公開を念頭においた、「京都大学の広報戦略」を平成26年度に策定しました。

令和元年度は広報戦略に基づき、情報公開や情報発信等を推進し、大学の可視化と大学ブランドイメージの発信および新たなファン層の拡大を図るため、海外へ向けた情報発信の体制充実、専門的人材を活用した研究成果の海外発信の強化および海外発信力の方策や体制の改善を行いました。

具体的には、研究経験のあるスタッフのほか、ジャーナリズムや広報活動に明るいスタッフを雇用し発信体制を整え、研究成果の海外発信については、英文プレスリリースを国際的な科学ニュース配信サービス「EurekAlert!」に継続的に配信し、本学の卓越した研究力を国際的にアピールしました。

その結果、英国BBCアラビア語放送、韓国YTN、英国学術誌Natureなどの著名な海外メディアからの本学研究者への取材依頼が、令和元年度は6件あり、取材を受けた研究者は延べ12人となりました。

このほかにも、本学が平成28年に指定国立大学法人に指定されたことを受け、人文学・社会科学の学問についても積極的に情

報発信を行うため、学際融合教育研究推進センターの人社未来形発信ユニットと協力して、英語による人文社会系の研究者の紹介動画シリーズを制作・発表しました。また、本学の英文広報誌「Kyoto U Research News」で人文社会系の特集記事を企画し、上記ユニットが主催する全学シンポジウムを広報面で支援しました。

CHECK! 京都大学の各種広報活動はこちらから閲覧いただけます。
WEB <http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/public>

コミュニケーション機会の充実に関する取り組み

▶ 京都大学同窓会ヘルスケアネットワーク令和の設立

本学が設立されて以来、同窓会は学部または大学院の部局単位で組織され、大学全体の同窓会組織は存在していませんでした。「京都大学同窓会」は、会員相互の交流と親睦を図るとともに、本学全体の発展に貢献することを目的とし、部局の同窓会の緩やかな連携組織として、平成18年11月に設立されました。

令和元年5月には、京都大学同窓会加入同窓会120番目となる、京都大学同窓会ヘルスケアネットワーク令和(略称:ヘルスケア令和)が設立されました。

超高齢化社会を迎えた日本では、疾病の治療だけでなく介護・終末期ケアや予防・

健康寿命の延伸など、考えるべきことが多岐にわたり、またこれらは相互に関わりあっています。ヘルスケア令和は出身学部や現在の職業を問わず、ヘルスケアに関心のある同窓生が幅広く交流できる場として設立されました。

令和元年11月30日には、設立総会が東京・浜松町にて開催され、来賓3名と会員52名が参加しました。

設立総会では、ヘルスケアに関する講演が行われ、その後の懇親会では、同窓会の設立趣旨どおり、多様な背景の会員同士で積極的にネットワーキングが行われ、盛会のうちに閉会となりました。



懇親会の様子

CHECK! 同窓生向け各種サービスや同窓会の活動情報は、こちらから閲覧いただけます。

WEB <http://hp.alumni.kyoto-u.ac.jp/>

▶ 部局独自の取り組み(iPS細胞研究所の事例)

支援者のみなさまに向けて日頃の活動成果を発信し、意見交換を行う取り組みは、部局単位でも積極的に実施しています。なかでも、iPS細胞研究所では「国際広報室」主導のもと、さまざまな企画を実施しています。

▶ シンポジウムの開催

iPS細胞研究所では、最新のiPS細胞研究の進捗状況や今後の展望などをお伝えする機会として、毎年、一般の方を対象としたシンポジウムを開催しています。令和元年度は8月に福島県で開催し参加者は約700名に上りました。

シンポジウムでは、山中所長より講演が行われ、講演に続き行われたトークセッションでは、参加者から山中所長に対して質問が行われました。

参加者からは、「将来の夢に向かって努力する参考になった」「このシンポジウムをきっかけにiPS細胞に興味をもった」という感想をいただきました。

▶ サイエンスカフェの開催

一般の方にiPS細胞に関わる研究者や研究内容を身近に感じていただくことを目的として、サイエンスカフェを開催しています。

令和元年度は8月に福島県郡山市で開催されました。iPS細胞とゲノム編集という2つの技術を使って、どんなことができるようになるのか、どんなことに気をつけなければならないのかといった、技術の受け止め方について参加者とディスカッションを行い、新しい科学技術を考える貴重な時間になりました。



シンポジウムで講演を行う山中所長



サイエンスカフェの様子

CHECK! iPS細胞研究所の取り組みは、こちらから閲覧いただけます。

WEB <https://www.cira.kyoto-u.ac.jp/j/pressrelease/>

京都大学の資金運用と京都大学基金

Fund Management and Kyoto University Fund

資金運用体制の充実

本学の教育研究の発展のためには、中長期的な財政基盤の強化を図ることが重要であり、資金運用においても将来にわたって本学の財産の健全性を維持するに足る収益性の確保を運用目標としています。

平成29年4月、国立大学法人の資産の有効活用により財務基盤の強化を図る趣旨で、国立大学法人法が一部改正されました。

この改正により、通常、国立大学法人における資産の有効活用における業務上の余裕金の運用については、元本保証のある金融商品に限定されていますが、指定国立大学法人の指定を受け認定基準*を満たす

本学は、余裕金のうち公的資金に当たらない寄附金等の自己収入を原資とする運用について、より収益性の高い金融商品に拡大することが可能となりました。

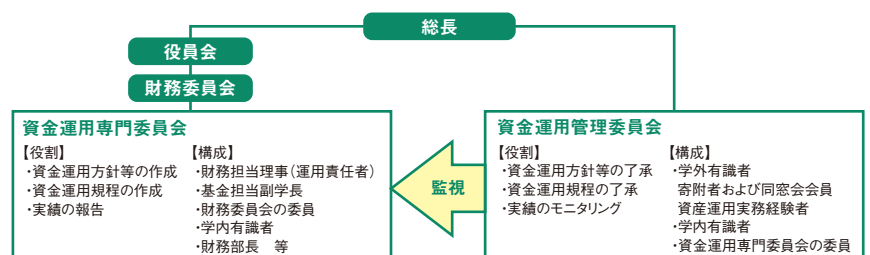
本学では適正な資金運用を実施するため、資金運用方針等の作成を検討する「資金運用専門委員会」、および学外の有識者を委員に含み、資金運用方針等の了承や運用実績のモニタリングを実施する「資金運用管理委員会」を設置しています。両委員会は互いに独立し、資金運用管理委員会が資金運用専門委員会を監視する体制となっています。また、両委員会を構成する委員の実

務経験に基づく専門性の高い知見をもとに、より収益性の高い資金運用を目指しつつも、可能な限りリスクは最小限に抑えた運用を行うこととしています。

この考えに従い、本学では資金運用専門委員会において収益性の高い金融商品における運用方針等について検討を重ね、平成30年10月から金銭の信託による運用を開始しています。

また、従来の元本保証のある金融商品による短期および長期の運用においても引き続き効率的な資金の管理・運用を実施しています。

(※)認定基準(国立大学法人法第三十四条の三より抜粋)
次のいずれにも適合していること
①運用を安全かつ効率的に行うに必要な業務の実施の方法を定めている
②運用を安全かつ効率的に行うに足る知識及び経験を有する



京都大学基金とは

大学運営における重要な財源の一つに、寄附金があります。寄附金として経理される財源のなかには、本学の教職員が職務に関連して受け入れた研究助成金や無償で受け入れた固定資産などもあり、京都大学基金へのご寄附もその一部となります。

京都大学基金は、本学全体の教育研究支援・社会貢献活動のために受け入れた寄附金からなる基金と、各種プロジェクト等の特定目的を支援するために受け入れた寄附金からなる基金(特定基金)で構成されています。

欧米有力大学のなかには、日本円で数千億円から数兆円の規模の基金を保有し、大学の活動資金の多くを賄っているケースがあります。京都大学基金は、これらと比較すると発展途上の段階ですが、大学の財政健全化に向けては基金の重要度は増すことは間違いありません。わが国には寄附文化が根付かないとの声もありますが、寄附に対する税制面での優遇も進んでいます。

平成30年度の税制改正では「土地、建物等の不動産」「株式等の有価証券」の寄附に対して、従来よりもスムーズに「みなし譲

渡所得税」の非課税承認が受けられるようになりました。本学でも文部科学大臣の証明を受け、ご寄附を受ける体制を整えています。また、「京都大学修学支援基金」へのご寄附については「所得控除」に加え「税額控除」の適用対象となるなど税制改正は進んでいます。本学においても、寄附者のご要望に応じて柔軟に対応して、支援の輪をさらに広げていきたいと考えています。

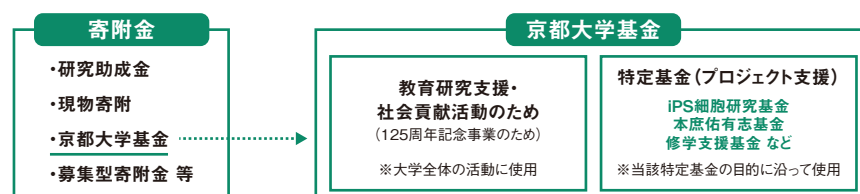
125周年に向けた京都大学の活動

本学は、令和4年に創立125周年を迎えます。本学ではこの記念すべき年を、一つの節目に新たな飛躍の契機となるべく記念事業を実施します。記念事業は、国際競争力強化、研究力強化、社会連携推進を柱とし、グローバルな視点を持つタフで賢い学生の育成や、若手研究者が安心して研究に打ち込める環境整備など、これからの社会を担う

人材を育成し、社会に輩出していくことを念頭に計画を進めています。そして、京都大学基金では、この125周年を機により一層、より多くの賛同を得られるよう基金の充実に向けて取り組んでおり、既に多くの企業、卒業生、地元のみなさまから多くの支援をいただいています。125周年に向けてより多くのみなさまからご支援をいただけるよう働きかけ、

京都大学基金の充実に努めてまいります。

また、京都大学基金には、iPS細胞研究基金や本庶佑有志基金など世界的な研究を支える基金や、経済的困難を抱える学生を支援する修学支援基金など、本学へのさまざまな支援を受け止めるべく特定基金を設置しています。詳しくは京都大学基金のホームページをご参照ください。



京都大学基金にご寄附いただいたみなさまへ

京都大学基金は、一定以上の寄附をいただいたみなさまへの顕彰制度を設けています。個人では100万円、法人では300万円以上のご寄附をいただいたみなさまに、寄附累計額に応じてご芳名を記した銘板を、本学のシンボルである時計台(現・百周年時計台記念館)に掲示し末永く顕彰させていただきます。また、一定額以上の寄附をいただいたみなさまに総長をはじめ教職員から謝意をお伝えする場として、「感謝の集い」を実施しています。

令和元年度の「感謝の集い」では、卒業生をはじめとする個人のみなさまと、企業のみなさまと別々に開催しました。個人のみなさま

とは百周年時計台記念館にて、総長はじめ本学役職員とくつろいだ雰囲気のもと懇談をいただきました。企業のみなさまとは、国際科学イノベーション棟を会場に、総長から本学の近況を報告するとともに、本学の産学連携部門の教職員が多数参加し、企業から参加したみなさまと意見交換を行っていただきました。



「感謝の集い」(個人)の様子

これからも寄附をいただいたみなさまと本学を結ぶ場として実施してまいります。



ご芳名を記した銘板



「感謝の集い」(企業)の様子

京都大学基金の受入状況について

これまでの京都大学基金(特定基金を含む)の受入金額は令和元年度末現在累積で約230億円となっています。

我が国の厳しい財政状況のもと、財源の

多様化は国立大学法人の課題の一つであり、本学においても京都大学基金の強化を図りつつ、支援者のみなさまの期待に応えてまいりたいと考えています。また、来る京都大

学創立125周年に向けて、引き続き、ご理解とご支援を、よろしくお願いいたします。

CHECK! **WEB** 京都大学基金の活動状況や寄附のお申込み方法についての詳細は、こちらをご参照ください。
<http://www.kikin.kyoto-u.ac.jp/>

研究費等の適正使用について

Proper Use of Research Funds

研究費等の適正使用

本学では、研究費等の適正な使用に努め、Plan(計画)・Do(実施・実行)・Check(点検・評価)・Action(改善)からなる体制を整備してきました。

研究費等の適正使用への対応について

本学の会計諸制度は、規程をはじめQ&A、マニュアル等において体系的に定められています。これに加えて、教職員の会計手続きの理解不足等から生じる研究費等の不正・不適切な使用を防止する観点から、研究費等を使用する上で必要となる会計ルールにかかる要点・注意事項を整理した「研究費使用ハンドブック」を作成し、学内に広く配布するとともに、ホームページでも公開しています。

また、研究費等の不正使用等を防止することを目的として、「競争的

資金等不正防止計画」を定めており、さまざまな不正防止対策やコンプライアンス教育を実施するとともに、部局における研究費等の使用、管理状況並びにコンプライアンス教育の取り組み状況等の把握・検証を行うことで、適正使用の推進を図っています。

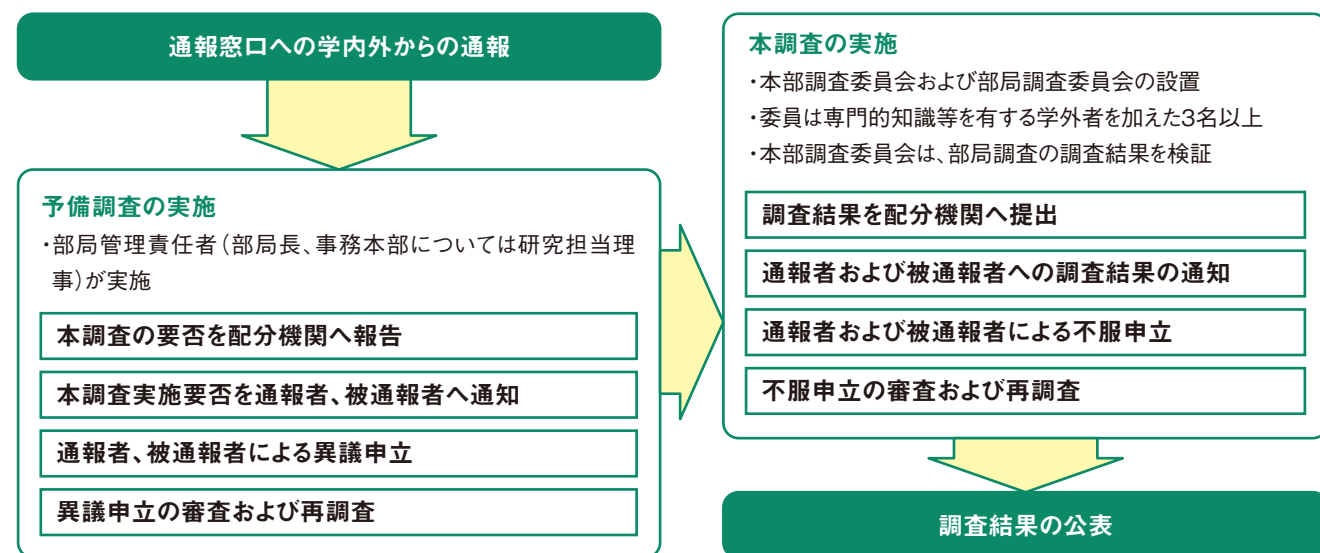
その他、本部・各部局に会計ルールや事務手続き等についての相談窓口を設置しています。

CHECK! 研究費使用ハンドブックは、ホームページでも公表しています。
WEB <http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/public/competitive/handbook.html>

競争的資金等の不正使用にかかる調査について

本学では、競争的資金等の不正使用に関する学内外からの通報に対応するために通報窓口を置き、顕名による通報があった場合は、その内容や根拠等が適正であるかどうかを判断のうえ、必要な調査を

行うこととしています。また、調査の結果不正使用が行われたことが認められたときは、関与した者の氏名・所属、不正の内容等を含んだ調査結果を公表することとしています。



CHECK! 不正防止計画を含む本学の競争的資金等の適正管理に関する規程等は、ホームページでも公表しています。
WEB <http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/public/kitei>

公正な研究活動の推進に関する取り組みについて

Research Integrity

公正な研究活動の推進

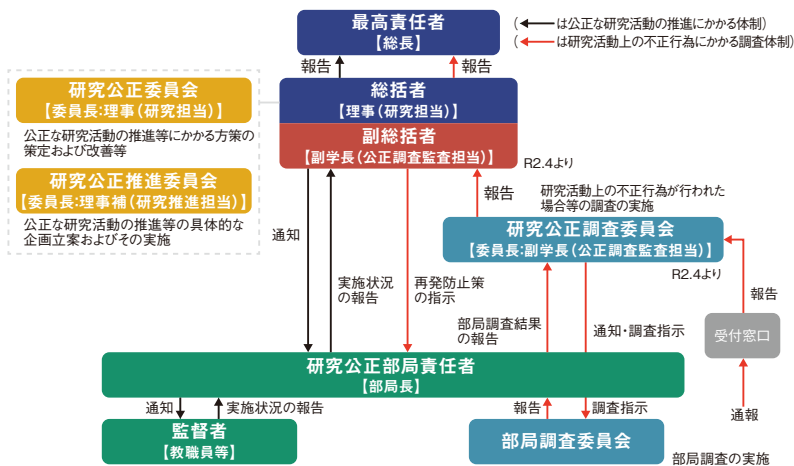
大学が社会からの信頼と負託により、科学研究を持続的・発展的に展開していくためには公正な研究活動を行うことが前提です。学術研究を重要な使命とする本学では、そのための仕組みの構築と運用を行うことを重要だと考え取り組んでいます。

研究公正を推進する体制の整備について

平成26年8月に文部科学省において「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が制定されたことを受け、本学では平成27年に「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」、「京都大学における研究活動上の不正行為に係る調査要項」、「京都大学研究公正推進アクションプラン」、「京都大学にお

ける公正な研究活動の推進等に関する規程第7条2項の研究データの保存、開示等について定める件」を定め、研究公正推進のための体制整備を行いました。また、本学は研究データ公開にも取り組んでいますが、これには「研究の透明性の確保・研究公正の観点」も含まれています。

公正な研究活動の推進、研究活動上の不正行為にかかる調査体制



研究公正委員会 (研究担当理事、研究科、研究所、センターの長等)

- ・公正な研究活動の推進等にかかる方策の策定およびその改善
- ・研究活動上の不正行為の発生要因に対する改善策の策定

研究公正推進委員会

- ・公正な研究活動の推進等にかかる具体的な企画立案およびその実施

研究公正調査委員会 (半数は外部有識者とし、常設化)

- ・研究活動上の不正行為に関する通報にかかる必要な調査の実施
- ・部局調査委員会の調査を検証、不正行為が否かの認定

研究公正部局責任者(部局長)

- ・部局における公正な研究活動の総括
- ・部局の研究公正教育・体制整備

監督者

- ・教職員等を監督または指導する地位にある者で、教職員等に対し、公正な研究活動の推進等に関し必要な指導を実施

京都大学研究公正推進アクションプラン

京都大学研究公正推進アクションプランは、「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」に基づき、学術活動(研究および学習)を公正に推進するために、本学として取り組むべき事項を示したものです。

具体的には、①ガイダンスでの学生への「公正な学術活動」の啓

発、②授業中の学術マナー教育、③大学院生への論文執筆教育、④教員への対応として研究公正研修の受講義務化、⑤研究データ保存、⑥大学の体制の整備などを定めています。本学では研究公正推進アクションプランを着実に実施し、その効果をPDCAサイクルで検証することで、取り組みの充実を図っています。

CHECK! 公正な研究活動の推進に関する取り組みに関して、規程やアクションプランについては、ホームページでも紹介しています。

WEB <http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/suishin>

公正調査監査室の設置について

近年、研究不正、研究費不正使用事案が多発し、ハラスメント、公益通報事案も併せてその内容が複雑多様化していることを受け、これまで学内の各部署が所掌していた不正対応関連業務を一本化し、調査等管理体制を強化しました。副学長(公正調査監査担当)のもとに

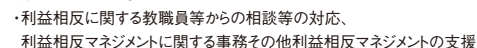
組織を再編し、窓口を一本化して透明性を確保すると同時に、多角的な情報を室内で共有することで、不正の根本原因の発見と対応、不正調査と内部監査の相互強化、迅速な処分への橋渡しによる再発防止など、各種事案への的確かつ迅速な対応が可能となりました。

Conflict of Interest

とによって、教職員等を支援し、社会からの疑念や不信感を抱かせるような利益相反状態を回避する仕組みです。本学の利益相反マネジメントにおいては、社会的視点でその関係がどのように捉えられるかという観点から、利益相反状態が疑われる関係になる前に、予防措置を講じることを重視しており、産官学連携活動の透明性を確保するよう努めています。

相反カウンセラーに相談することができ、教職員に対して利益相反にかかる理解が深まるよう活動しています。また、外部有識者からなる利益相反アドバイザリーボードにより本学の利益相反マネジメントにかかる活動状況について、定期的に検証および評価をいただいております。その結果を利益相反マネジメント活動に反映させています。

CHECK!
WEB



ICTと情報セキュリティについて

Information and Communication Technology and Information Security

京都大学ICT基本戦略について

近年、情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）の社会的役割はますます大きくなっており、大学における教育、研究、社会貢献等の活動においても、その重要性が日々、高まっています。

「京都大学ICT基本戦略（平成25年7月10日役員会決定）」は、京都大学の運営目標と、情報環境のあるべき姿としてのICT基本目標を踏まえ、基本的な考え方を示す「ICT基本戦略」と、平成25年度から令和3年度までの9年間の、教育支援、研究支援、業務支援、情報基盤の4分野についての具体的戦略とマイルストーンを示す「個別戦略」から成り立っており、両者とも全学的な視点で策定されています。また、3年間ごとに見直しを行うこととしており、直近では令和元年に見直しを行いました。以下、各分野の最近のトピックスを紹介します。

教育支援：平成28年度から新入生のノートPC保有・利用の推奨を開始し、教育用コンピュータシステムにて自学自習環境を整えるなど、ノートPCなどを学生が持参して利用するBYOD（Bring Your Own Device）への取り組みを促進しています。また、令和2年度の新型コロナウイルス感染

症対策のためのオンライン講義ではPandA（LMS）によるZoom連携が大きく貢献しました。

研究支援：スーパーコンピュータとデータセンターサービスに加えて、オープンサイエンス、研究公正、研究IRの強化を目的としたICTによる支援にも取り組んでいます。

業務支援：平成30年度から基幹業務システム、グループウェア、教職員用メールなど教育・研究を支える業務システム・サービスを全面的にクラウドへ移行しました。現在、これらの新しいツールを使った業務改善を推

進しています。

情報基盤：学内無線LANの拡充、KUINSネットワークのスイッチ更改など情報ネットワーク基盤の拡充・維持に加えて、全構成員が使っているセキュアな統合認証基盤に多要素認証を加えるなどの新しい取り組みを進めています。全学の情報セキュリティは、「京都大学におけるサイバーセキュリティ対策等基本計画」の策定を行い、対策を強化しています。また、新型コロナウイルス感染症対策による教職員の在宅勤務を支えるため、VPNサーバの強化を図りました。

ICT基本目標、京都大学の運営目標、ICT基本戦略と個別戦略の関係

		京都大学の運営目標		
		世界をリードする大学	次代を拓く人材の育成	社会と共に発展する大学
ICT基本目標	安心して効率のよい情報環境	1.情報資源の有効活用、ディペンダビリティ(安全性・信頼性)の確保		
		2.世界的な標準技術の採用		
	高度なコミュニケーションが可能な情報環境	3.高度な双方向コミュニケーションの実現		
		4.教育や研究のための多元的表現の支援		
	本務に専念できる情報環境	5.本務の最先鋭化・強化		
		ICT基本戦略		
		● 教育支援ICT戦略	● 研究支援ICT戦略	● 業務支援ICT戦略
		● 情報基盤ICT戦略		

CHECK! 京都大学ICT基本戦略は、ホームページでご覧いただけます。
WEB <http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/jseibi/kihonsenryaku.html>

情報セキュリティについて

本学の学生および教職員等の活動に必要な不可欠な情報資産の円滑な運用と保護に取り組むため、「京都大学における情報セキュリティの基本方針」、「京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程」、「京都大学情報セキュリティ対策基準」など、情報セキュリティに係る規則やガイドラインを策定しています。また、「京都大学におけるサイバーセキュリティ対策等基本計画」に基づき、個人情報に限らず先端技術情報

等も含めた要機密情報の漏えい防止対策に向けた情報資産への格付けの推進や、各部局への情報セキュリティ監査等、さまざまな取り組みを実施しています。全ての学生および教職員等に対しては、情報セキュリティe-Learningを毎年受講することを義務づけ、大学全体のセキュリティ意識の向上を図っています。

次に、ソフトウェアの適正管理については、ソフトウェアライセンスを不正に利用しな

いよう、定期的に注意喚起を行っています。平成30年度には、新たな「ソフトウェアライセンス管理支援ツール」の提供を開始し、部局等でライセンスの管理が簡便に行えるよう支援しています。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン講義、オンライン会議、在宅勤務が行われる上で、情報セキュリティにおける留意すべき点について、注意喚起を行っています。

京都大学のガバナンス体制について

Governance

京都大学のガバナンス体制について

本学では国立大学法人法に基づく機関である役員会、経営協議会、教育研究評議会に加え、法人の経営および教育研究に関する連絡、調整および協議するための機関として部局長会議を設置しています。

役員会は、総長の意思決定を支える観点から、総長および理事で組織される合議体であり、国立大学法人法第11条に規定する大学運営上の重要事項(中期目標および年度計画に関する事項、予算の作成および執行並びに決算に関する事項など)を決議する機関です。

総長は、文部科学大臣により任命されます。総長は、教育研究評議会や学外機関等から推薦された者の中から、学内の意向調査および総長選考会議の面接調査等による審議を経て選考されます。経営協議会の中から選出された学外委員(役員または職員以外の委員)を総長選考会議の構成員とすることで、総長選考に社会の意見が反映される仕組みとなっています。

理事は、経営協議会および教育研究評議会の意見を聴いて総長が任命します。学外の有識者の意見を大学運営に反映させるため、理事の中には現に本学の役員または職員でない者を2名以上含むとしています。

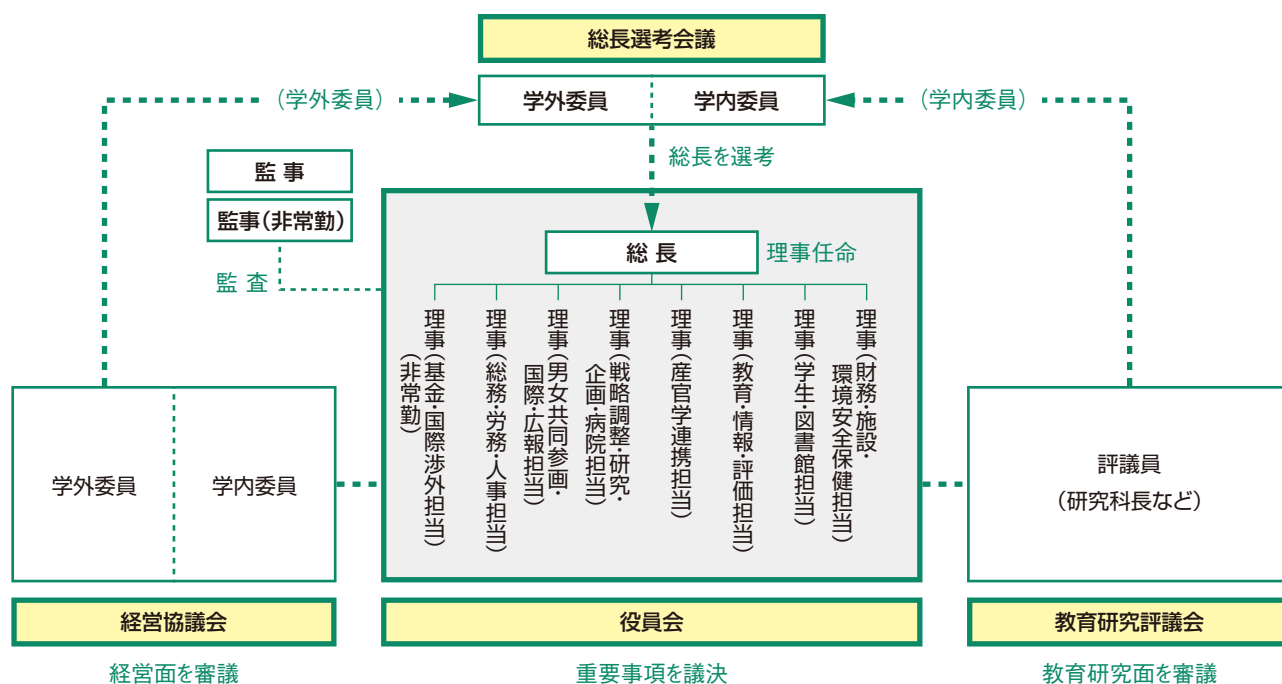
経営協議会は、本学の経営に関する重要事項を審議するための

機関であり、総長、総長が指名する理事、総長が指名する職員、総長が任命する学外委員により構成されています。なお、経営協議会は25名以上の委員で組織され、その過半数を学外委員とすることにより、学外の有識者の意見を適切に審議に反映させることができる仕組みとなっています。

教育研究評議会は、本学の教育研究に関する重要事項を審議するための機関であり、教育研究評議会が定めるところにより、総長、総長が指名する理事・副学長、研究科・附置研究所その他の教育研究上の重要な組織の長、その他総長が指名する教授により構成され、本学の教育研究を直接担当する者が一体となって審議を行う仕組みとなっています。

部局長会議は、本学の経営および教育研究を円滑に行うために必要な連絡、調整および協議を行うための機関であり、総長、理事・副学長、総長が指名する副理事、研究科・附置研究所その他の教育研究上の組織の長のほか、総長が指名する事務本部の部長により構成されています。

加えて、本学では平成29年度よりプロボストを置くとともに、同職による部局・学系との恒常的調整機能の場として戦略調整会議を設置しています。



CHECK! WEB ご紹介した各機関の議事録等については、ホームページでご覧いただけます。
<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/conference/report>

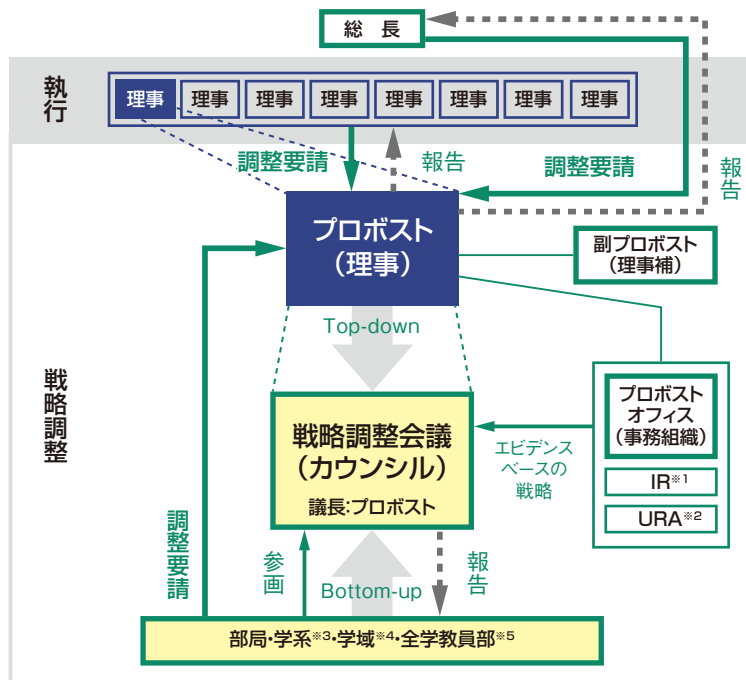
ガバナンス体制の充実を担うプロボスト

Provost

プロボスト制について

本学では、大学本部と各部局が将来ビジョンを共有し、綿密なコミュニケーションを進めるため、欧米の主要大学で取り入れられている「プロボスト制」を導入しています。プロボストは理事の中から総長により指名され、学内の連携調整を活性化させる役割を担います。社会情勢の変化が目まぐるしく、国立大学に求められる役割が次第に大きくなっていくなか、大学が安定性を確保しながらも社会からの求めに応じ

ていくには、学内における意思疎通が十分に機能している必要があることから、本学ではプロボスト制を導入することでより実効的な大学運営を目指しています。また、広く学内から教員が参画する「戦略調整会議」を設置し、プロボストの役割が十分に発揮できるよう、個々の部局の利害を超えた検討を迅速確実に推進しています。



- (※1) IR (Institutional Research)
大学の活動についてのデータの収集・分析、意思決定を支援するための調査。
- (※2) URA (University Research Administrator)
大学の研究活動を推進・支援する専門職。
- (※3) 学系
学術分野の専門性に応じた教員組織。教員人事に関する事項を実施する単位。
- (※4) 学域
学系を体系的に集合させた教員組織。
- (※5) 全学教員部
全学として担うべき教育、研究その他の業務を実施し、または支援する組織の教員が所属する教員組織。

プロボストによる構想の実現

プロボスト制の導入後、総長からの検討要請を受けて、戦略調整会議での議論を重ねた結果、複数の施策が実現に至っています。

その一つとして、これまで個人単位の交流にとどまっていた海外研究機関との連携を組織単位に発展させるため、本学と海外研究機関の両者共同で現地運営型研究室を設置する「On-site Laboratory」の制度を立ち上げ、令和元年度末時点で計10件の設置に至りました。すでに既設ラボにおいて、がん、再生医療領域等における新たな共同研究の展開が見られるなど、今後これらのラボの活動を契機として優秀な留学生の獲得、産業界との連携の強化等のさまざまな波及効果を見込んでいます。

また、優秀な外国人留学生の獲得に向けて、平成31年4月に国際戦略本部のもとに外国人留学生の入学支援機能を備えた国際アドミッション支援オフィスを設置し、令和2年4月から本学への留学希望者向けの情報発信を行うWebサイトの運用を開始しました。

このほか、大学院生の教育研究能力向上のための全学的な研修

の在り方およびその実施を担うGST (Graduate Student Training) センター（仮称）の体制の基本設計にかかる検討を完了しました。

さらに、人文・社会科学分野における研究成果の多言語・マルチメディア発信を推進するとともに、学内公募型事業SPIRITSに新たな公募区分「人社重点領域枠」を設け、国際化や未踏領域への挑戦、イノベーション創出を目指す学際共同研究に対する重点支援を行いました。

本学の教育研究の将来を担う若手教員比率の向上に関しては、令和元年度には45名の若手重点戦略定員を措置しました。この取り組みにより、部局の独自措置と併せて令和2年4月1日現在で66名の若手教員が雇用されています。

このように、プロボストを中心として着実に将来構想を具現化することができており、今後も部局の自律性を尊重しつつ、ガバナンスを強化し、さまざまな構想の実現に向けて取り組んでいきます。

監査機能について、外部監査・検査について

Audit

監事メッセージ

国立大学法人は『大学の教育研究に対する国民の要請にこたえる』ことを設置目的としており、その運営費も多くが国からの公的支援に支えられているため、国民の期待に応えることができるように、広く学外の視点も取り入れて監査を行っています。

令和2年に発生した新型コロナウイルスのパンデミックにより、世界は危機に見舞われています。大学の教育研究活動などの事業継続にも多くの支障が生じています。経済的に困窮する学生への支援や、感染症克服に向けた研究・開発など、京都大学においてもさまざまな対策を取っていますが、その影響は非常に大きなものとなっています。諸収入の落ち込みなども予想され、国民のみなさまにはより一層のご支援をお願いいたします。

いうまでもなく大学の教育・研究活動を支えるのは個々の教職員や

学生の絶え間ない創造活動です。京都大学がこれまで築いてきた自由の学風を継承し、更に発展させていくためには、総長はじめ大学執行部と大学構成員が大学の向かうべき大きな方向性を共有することが重要です。直面する危機をばねに、京都大学各構成員がそれぞれの目標に向かって生き生きと活動し、京都大学が組織として最大限の成果を上げることが、国民のみなさまの要請にこたえることだと思います。この困難に臨み、監事としても大学経営のより一層の改善に向け努力して参ります。



監事 東島 清

監査機能について

本学の業務を対象にした監査は、主に、監事監査、公正調査監査室による内部監査、会計監査人監査および会計検査院検査の4種があり、それぞれ異なる立場および観点で行われています。

文部科学大臣より任命される監事は、本学の運営および業務全般について監査を行います。監事監査は、業務および会計に関する事項を年度末に総括する定期監査と特定のテーマを定めて年度の中期に行う臨時監査に分かれます。定期監査は、大学業務全般の内容と課題を聴取し、臨時監査は教育・研究・運営に関する業務執行状

況および前年度監査報告書で指摘した項目の進捗状況について聴取します。監事は監査結果に基づき、必要があるときは、総長または文部科学大臣に意見を提出する権限を有しています。

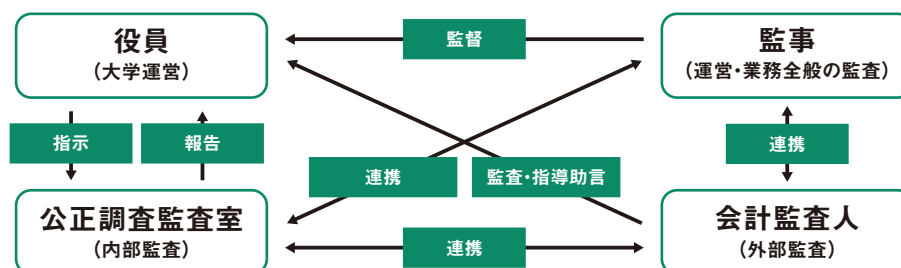
内部監査機能としては、副学長(公正調査監査担当)のもとに置かれた公正調査監査室が、業務運営および会計処理の適法性等の監査を行うだけでなく、本学の健全な運営に資することを目的として、監査結果に基づく助言、提言も行っています。

会計監査人による監査について

本学は、監事の監査のほか、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る)および決算報告書について、文部科学大臣により選任された、本学から独立した立場にある会計監査人の監査を受けています。

また、監事、理事、公正調査監査室長および会計監査人の四者によ

る協議会を定期的に開催しています。会計監査人による監査上の発見事項の報告、会計処理の課題や内部統制の状況等の情報を適時に共有し、会計・監査の専門家と密接に連携することで、大学運営、監事監査、内部監査、会計監査の効率的・効果的な実施に取り組んでいます。



会計検査院による検査について

資本金の全額について国が出資している本学は、会計検査院法第22条第5号の規定に基づく検査対象となっています。会計検査院による検査は、正確性、合规性、経済性、効率性および有効性、その他会計検査上必要な観点から行われるものであり、本学は平成16年

4月の国立大学法人化以降、同法第25条に基づく実地検査を毎年受検するとともに、求めに応じて随時調書を作成・提出しており、その結果は会計検査院のホームページにおいて公表されています。

役員の状況 (令和2年4月1日現在)



総長(第26代)
山極 壽一 (やまぎわ じゅいち)
【任期】
平成26年10月1日～令和2年9月30日
【学位】
京都大学理学博士

【略歴】 平成21年4月～平成23年3月／京都大学教育研究評議会評議員
平成23年4月～平成25年3月／京都大学大学院理学研究科長・理学部長
平成24年4月～平成25年3月／京都大学経営協議会委員



理事(産官学連携担当)
阿曾沼 慎司 (あそぬま しんじ)
【任期】
平成26年10月1日～令和2年9月30日

【略歴】 平成22年7月～平成24年9月／厚生労働事務次官
平成25年4月～平成26年9月／京都大学IPS細胞研究所特定研究員



理事(男女共同参画・国際・広報担当)
稲葉 カヨ (いなば かよ)
【任期】
平成26年10月1日～令和2年9月30日
【学位】
京都大学理学博士

【略歴】 平成15年4月～平成17年3月／京都大学大学院生命科学研究科長
平成19年10月～平成26年3月／京都大学女性研究者支援センター長
平成25年8月～平成26年9月／京都大学副学長(男女共同参画担当)



理事(学生・図書館担当)
川添 信介 (かわぞえ しんすけ)
【任期】
平成27年11月1日～令和2年9月30日
【学位】
京都大学博士(文学)

【略歴】 平成24年4月～平成26年3月／京都大学教育研究評議会評議員
平成26年4月～平成27年10月／京都大学大学院文学研究科長・文学部長
平成26年4月～平成28年9月／京都大学経営協議会委員



理事(教育・情報・評価担当)
北野 正雄 (きたの まさお)
【任期】
平成26年10月1日～令和2年9月30日
【学位】
京都大学工学博士

【略歴】 平成23年4月～平成24年3月／京都大学教育研究評議会評議員
平成24年4月～平成26年3月／京都大学大学院工学研究科長・工学部長
平成25年4月～平成26年9月／京都大学国際高等教育院長



理事(基金・国際渉外担当) (非常勤)
久能 祐子 (くのう さちこ)
【任期】
令和2年4月1日～令和2年9月30日
【学位】
京都大学工学博士

【略歴】 平成26年1月～／ハルシオン・インキュベーター理事会議長(共同創業者)
平成27年6月～／ジョンス・ホプキンス大学(医療系)理事
平成30年3月～／株式会社フェニクス取締役(共同創業者)



理事(財務・施設・環境安全保健担当)
佐藤 直樹 (さとう なおき)
【任期】
平成26年10月1日～令和2年9月30日
【学位】
理学博士(東京大学)

【略歴】 平成18年4月～平成22年3月／京都大学附属図書館学治分館長
平成24年4月～平成26年9月／京都大学化学研究所長



理事(総務・労務・人事担当)
平井 明成 (ひらい あきしげ)
【任期】
令和元年11月1日～令和2年9月30日

【略歴】 平成26年1月～平成28年3月／文部科学省大臣官房文教施設企画部計画課長
平成28年4月～平成30年3月／スポーツ庁スポーツ総括官
平成30年10月～令和元年9月／文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長



プロボスト・理事(戦略調整・研究・企画・病院担当)
湊 長博 (みなと ながひろ)
【任期】
平成26年10月1日～令和2年9月30日
【学位】
京都大学医学博士

【略歴】 平成14年4月～平成16年3月／京都大学評議員
平成19年10月～平成20年10月／京都大学大学院医学研究科附属ゲノム医学センター長
平成22年10月～平成26年9月／京都大学大学院医学研究科長・医学部長

監事の状況 (令和2年4月1日現在)



監事
東島 清 (ひがしじま きよし)
【任期】
平成28年4月1日～令和2年8月31日
【学位】
京都大学理学博士

【略歴】 平成20年4月～平成23年8月／大阪大学大学院理学研究科長・理学部長
平成23年8月～平成27年8月／大阪大学理事・副学長



監事(非常勤)
丸本 卓哉 (まるもと たくや)
【任期】
平成28年4月1日～令和2年8月31日
【学位】
農学博士(九州大学)

【略歴】 平成8年8月～平成10年7月／山口大学農学部長
平成18年5月～平成26年3月／山口大学長
平成26年4月～平成28年3月／京都大学監事